

## 島根大学医学部医学科アンプロフェッショナルな学生の定義と対応に係る取扱要領

令和5年3月3日医学部教授会

### 1. アンプロフェッショナルな学生の報告の趣旨

令和4年11月18日公表された医学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版では、「臨床実習の学修目標には、知識や臨床推論、臨床判断等だけではなく、診察や基本的臨床手技等の技能、医師のプロフェッショナリズム等の態度も含まれる。」ことが明記されており、態度評価を本学医学部医学科においても体系的な仕組みを構築し、実施する必要がある。とくに、同改訂版では、「医師として生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力としてプロフェッショナリズムが挙げられているが、特に臨床実習におけるアンプロフェッショナル(以下、「アンプロ」という。)な行動が問題となることがある。アンプロな行動とは医師として望ましい行動に反するだけでなく、患者安全のアウトカムへの影響しうることが示されており、またその後の研修以降のキャリアでも同じような問題を起こす可能性も指摘されている。プロフェッショナリズムについて低学年から学び身につけていく必要があるが、特に臨床実習では対患者、対多職種スタッフのみならず、教員や学生間も含めた観察可能な発言や行動について評価すべきである。」とされている。

近年、医学生として相応しくない言動をする学生(アンプロな学生)の増加が全国的に問題となっており、本学医学部医学科においても例外ではない。本学医学部医学科においても、患者安全の観点から早急に教員、学生間でのアンプロな行動について具体的な行動を定義し共有するとともに、学生生活全般に亘り、学生の発言・行動を広く観察し、このままでは将来、医師として診療に従事させることができないと考えられる学生の情報を、学生指導・教育に携わる者が共有することが必要である。本取扱は、客観的な情報の収集と指導体制を構築することにより、当該学生の社会性や倫理性に関して再教育を行い、医学生として相応しい行動を取ることができるように改善を図ることを目的とする。

### 2. アンプロフェッショナルな学生の定義

本学医学部ではアンプロフェッショナルな学生とは、「**医療安全・医療倫理の面から、このままでは将来、患者の診療に関わらせることができないと考えられる学生**」と定義する(令和5年1月11日教授会制定)。なお、これらは、観察、評価可能な発言や行動であり、価値観や性格等ではないことに注意する。

具体的なアンプロフェッショナルな発言や行動を以下の通り、例示する。

- 関わり (Involvement) における不足: 遅刻や欠席, 締め切りの不遵守, 主体性がない, 手抜きをする, チームワークがないなど。
- 誠実さ (Integrity) の不足: 不正行為, 嘘をつく, 盗用, データの捏造や改竄, 詐欺, 規則の不遵守など。
- 相互関係 (Interaction) における不足: 拙いコミュニケーション, ソーシャルメディアや個人情報の不適切な取り扱い, 適切でない服装, 迷惑行為, プライバシーおよび守秘義務の侵害, いじめ/差別的行為, セクハラなど。

- 内省（Introspection）の不足：フィードバックを避ける、自分の行動に対する洞察力がない、他者のニーズに敏感ではない、責任転嫁、フィードバックを受け入れないなど、が挙げられる。[木村武司ら、医学教育 2022, 53 (2) : 163~169.]

また、重複するがアンプロフェッショナルな発言や行動を下記にも例示する。

- 不適切な態度・行動の繰り返し：活動に参加しない、トレーニングに参加しない、臨床現場での学習に参加しない、事務手続き（Administrative tasks）を無視する、時間管理ができない、欠席する、コミュニケーション・スキルが低い、教育上のアドバイスを受け入れない、患者や同僚などへの継続する無礼、他者からの建設的なフィードバックから学ぶことができない、学習環境や臨床実習の場を混乱させる、臨床教員への挑戦的行動や臨床教員からの批判を受け入れない、反応しなければならない連絡を無視する。

以下については、懲戒案件に該当する可能性があるため、「3. アンプロフェッショナルな行為に対する報告レベル」におけるレベル3として対応すること。

- 良い医療行為を示すことができない：ソーシャルメディアの悪用、守秘義務の不履行、ケアや治療について故意に患者に間違ったことを伝える、患者からの同意を得ないことが不適切であることを知りながらそれに関与すること、性的、人種的およびその他のハラスメント、不適切な診察や一線を越えた行動、不法な差別。
- 薬物またはアルコールの誤用：飲酒運転、処方薬の乱用、飲酒により臨床業務、職場環境や教育環境を乱す、脱法薬物の使用、不適切な過度の飲酒。
- 不正行為または剽窃：試験でのカンニング、授業での代返・他者がした活動を自分がしたと偽ること、自分が受けた試験の内容を他の学生に伝える、評価表での指導医のサインの捏造や、試験、ログブック、ポートフォリオへの不正行為。
- 職務上の役割以外の不正行為または詐欺：研究でのデータ捏造、金銭的詐欺、経歴詐称、書類偽造・資格詐称、ポートフォリオなどの書類の偽造、改竄、不正行為や健康問題を自分の医学部に申告していない、健康問題（例えば、血液媒介性ウイルス）を故意に隠す。
- 攻撃的な暴力や脅し：暴行、身体的暴力、いじめ、ハラスメント、ストーカー、オンラインでのいじめやトローリング。
- その他の不適切行動または犯罪：違法薬物の所持・取扱い・提供、盗難、身体的暴力、無賃乗車、金融詐欺、児童ポルノ、児童虐待またはその他の虐待、性的犯罪。  
[福島 統、医学振興 2018, 85 : 2~5.]

### 3. アンプロフェッショナルな行為に対する報告レベル

- レベル1：アンプロ行為を初めて見かけた。  
当該学生に対し、適切なフィードバックを行う。

調査後、アンプロと判定されない可能性がある。

- レベル2：アンプロ行為のフィードバック後、同様の行為が繰り返される。

アンプロ行為の可能性があり、調査する必要がある。

- レベル3：法律違反・懲戒レベル

即刻、「学生懲戒規則（島大規則第103号）」及び「島根大学学生懲戒規則に基づく懲戒の取扱いについて（学生委員長会議決定）」に基づき、学生の懲戒を所掌する委員会等で対応する必要があるため、所定の報告書様式にかかわらず、直ちに学務課総務・学生支援担当（内線2093）に報告すること。

#### 4. アンプロフェッショナルな学生に対する対処方法

- レベル1及び2への対処

##### ①教員による観察・評価

- 1) 関係教員は2で示される定義に基づき、観察・評価を行う。アンプロと思われる行動については、適切にフィードバックを行う。その際に一方的なフィードバックにせず、状況を確認する必要がある。
- 2) フィードバックを行った学生について、アンプロな行動が改善するか引き続き観察・評価を行う。次の科目へ移るようであれば情報の共有・引継ぎを行う。

##### ②報告・調査

- 3) 関係教員は、アンプロと思われる行動について所定の様式により教務学生委員会下のアンプロフェッショナル評価専門部会に報告する。報告の際に、直接自身で観察した情報と間接的に得た情報を区別する。なお、本報告は、講義や各実習等（早期体験実習、基礎医学実習、臨床実習、地域医療病院実習等）での知識や技能の評価とともに態度評価の一つとして6年間一貫して管理を行う。なお、報告書の内容によっては、懲戒処分の対象と成り得る（レベル3）。
- 4) アンプロフェッショナル評価専門部会で調査し、指導方針・再教育（講義や実習を継続させるのか、再履修とするべきか）について検討する。成績評価に反映させる場合は、妥当性について授業担当教員と協議の上、慎重に取り扱う。教務学生委員会に上申し審議する。

##### ③指導・再教育

- 5) 指導・再教育の際には、アンプロフェッショナル評価専門部会で該当学生について精神疾患や発達障害、メンタルの不調、またその背景としての人間関係や家族の問題等についても配慮し、指導教員と連携し、適切なサポートが得られるようにする。特に繰り返し報告された場合や重大な案件では保護者等との情報共有を行う。

##### ④改善状況の観察・再評価

- 6) 指導・再教育による改善状況やメンタリングやカウンセリング等について、定期的にアンプロフェッショナル評価専門部会で再評価を行い、教務学生委員会に報告する。

●レベル3への対処

本取扱要領にかかわらず、学生懲戒規則（島大規則第103号）に基づき対処する。

5. 報告者

指導教員、科目責任者、授業担当者、実習担当者、サークル顧問等をはじめとした学生教育・指導に携わる全教職員（医師、看護師、薬剤師、技師、事務職員等）、および患者。

6. 報告書の提出先及び情報共有について

所定の様式に記載の上、医学部学務課教務担当へ提出する。なお、報告された事例については、個人情報に配慮した上で、アンプロフェッショナル評価専門部会で定期的に検討する。また、報告書及び事例に関する情報は、学務課において厳重に管理する。

なお、レベル3（学生懲戒規則に基づき処理した案件等）に関する情報の取扱はこの限りではない。

以上

## アンプロフェッショナルな学生の定義について

令和4年12月28日 プロフェッショナリズム教育専門部会承認  
令和5年1月4日 医学教育プログラム委員会承認  
令和5年1月10日 教務学生委員会承認  
令和5年1月11日 医学部教授会承認

以下をアンプロフェッショナルな学生の定義とする。

医療安全・医療倫理の面から、このままでは将来、患者の診療に関  
わらせることができないと考えられる学生

医学生のアンプロフェッショナルな行動の報告書

年 月 日

学籍番号： 学年： 年 学生氏名：

指導教員等所属，氏名：

授業科目名・実習医療機関等：

実習期間（臨床実習の場合）：

医学生のアンプロフェッショナルな行動について記載してください。その際に指導した内容、またその際の聞き取り内容(その行動に至った事由)、その後の改善状況などについてもわかる範囲で記載をお願いいたします。

成績評価への反映の有無 有 無

報告者氏名：

学年主任，科目責任者等教員 署名：

提出先：島根大学医学部学務課教育改革・教務担当